

院内感染対策に関する取組事項

(1) 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院では、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

(2) 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

(3) 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象として研修会を年2回以上行っています。

(4) 院内感染発生時の対策

感染症発生時は、感染対策に対する正しい知識と情報を共有し、原因の特定・制圧・終息を図り、指針に即した医療の提供をする。

(5) 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知を図るとともに、マニュアルの見直しを行います。



三鷹北病院

脊椎外科・圧迫骨折センター
人工関節センター